

ID 751376216 (ほのか診察室) 問合せ:市民病院(代表)(TEL.22-2171)

マイナンバーカードを健康保険証として使ってみませんか？

監修 市民病院 医事課

マイナンバーカードの健康保険証利用とは？

マイナンバーカードを医療機関や薬局で健康保険証として利用することができます。

利用の際は、顔認証付きカードリーダーで受付を行います。顔認証付きカードリーダーを利用することで、これまでよりも正確な本人確認や過去の医療情報の提供に関する同意取得などを行うことができ、より良い医療を受けることができます。



より良い医療とは？

薬剤情報などの提供に同意をすると、お薬手帳を提示いただくことなく過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診の場合でも医師や薬剤師などにスムーズに共有できます。

高額療養費の申請が不要になります

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証などとして使うことで、ご自身で高額な医療費の一時支払いや、限度額適用認定証※の申請手続きが不要になります。※限度額適用認定証とは、窓口での支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得などに応じた限度額にするために医療機関に提出する証類のことです。

医療保険の資格確認がスムーズになります

顔認証付きカードリーダーで本人確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医

療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

保険証の切り替えが簡素化されます

転職や引っ越しなど、新しい健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関や薬局を利用できます。

オンラインで医療費控除がより簡単になります

マイナポータルで医療費通知情報が閲覧できます。医療機関や薬局の窓口で支払った医療費情報を閲覧できます。

年間の医療費総額が一目分かるため、医療費控除の対象となるかどうか領収書を計算する手間が省けます。また、記録された医療費は国税庁の電子申告・納税システムであるe-Taxと連携させることでデータの自動入力も可能になります。

ただし、マイナポータルに記録されるのは健康保険適用の医療費のみです。

現在の健康保険証はいつまで使えますか？

健康保険証は12月2日以降、新規に発行されません。発行済みの健康保険証については、最長1年間、従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。

またマイナンバーカードを保有していない方も医療機関で保険診療を受けられるよう、保険者から資格確認書が発行されます。なお、資格確認書の有効期間は最長で5年間です。

